

小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小豆島町人権を擁護する条例(平成18年小豆島町条例第109号)の理念に基づき、町民一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向(どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。)や性自認(自己の性別についての認識をいう。)のあり方が多数者と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方の合意のみにより、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、相互に責任を持って協力することを約束した一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に定める成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本町に住所を有していること。
 - イ 一方が本町に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に本町への転入を予定していること。
 - ウ 双方が3月以内に本町への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
- (4) 双方に宣誓をしようとする者以外の者とのパートナーシップにないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻することができない続柄でないこと(パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日程等について事前に町と調整のうえ、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 独身証明書その他これに類する書類(外国人については、独身である事実が確認できる書類とその日本語訳文)
- (2) 本町への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(本人確認)

第5条 町長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの掲示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
- (5) その他前各号に掲げる書類に類するものとして、町長が適当と認める書類（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を第4条の宣誓を行う時に提示しなければならない。

（証明書等の交付）

第7条 町長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓した者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。

- 2 町長は、前項の証明書に加え、希望する者に対しては、パートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）を交付する。

- 3 前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を証明書に記載する。

（証明書等の再交付）

第8条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、汚損し、又は改姓し、若しくは改名したときは、町長に対し、パートナーシップ宣誓証明書・証明カード再交付申請書（様式第4号。）により、証明書又は証明カードの再交付を申請することができる。ただし、第9条及び第10条に該当するときは、この限りでない。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カード返還届（様式第5号）に証明書及び証明カードを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 第3条の規定に該当しなくなった場合
- (3) 宣誓者の一方が死亡した場合

（パートナーシップの無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条の各号の規定に反しているとき。

2 町長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

3 町長は必要があると認めるときは、無効とした証明書の交付番号（証明書ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（周知啓発）

第11条 町長は、多様な性自認と性的指向及びパートナーシップについて、町民及び事業者に対し、周知啓発に努めるものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

パートナーシップ宣誓書

私たち_____と_____は、

小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

通 称 名 _____

通 称 名 _____

生年月日 _____

生年月日 _____

(代筆者)

住 所 _____

氏 名 _____

様式第1号

(裏)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは、小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、以下の内容を確認した上で、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還いたします。

なお、住所要件の確認に必要な限りにおいて、小豆島町住民生活課の職員が、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。

記入日 年 月 日

氏名		宣誓者	宣誓者
要綱の規定	項目	確認事項	確認事項
		どちらかの□に「✓」をしてください。	
第3条第1号	(年齢要件) 宣誓する当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。 →宣誓できません。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。 →宣誓できません。
第3条第2号	(住所要件) 次のいずれかに該当すること。	<input type="checkbox"/> ①②③に該当しません。 →宣誓できません。	<input type="checkbox"/> ①②③に該当しません。 →宣誓できません。
	①本町に住所を有している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。
	②一方が本町に住所を有し、他方の一方が3か月以内に本町へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ②に該当します。 転入予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/> ②に該当します。 転入予定日 年 月 日
	③双方が本町への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ③に該当します。 転入予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/> ③に該当します。 転入予定日 年 月 日
第3条第3号及び第4号	(独身要件) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。 →宣誓できません。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。 →宣誓できません。
第3条第5号	(公序良俗要件) 当事者同士が民法第734条から第736条までに規定により婚姻することができない続柄でないこと(パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。 →宣誓できません。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。 →宣誓できません。

様式第2号(第7条関係)

(表)

(町章)

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書

小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓者

(氏名又は通称名)

_____ 様

宣誓者

_____ 様

(住所)

(生年月日)

小豆島町長

印

この証明書の交付を受けられた方へ

小豆島町は、町民一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合いながら、自分らしく生きられる地域社会の実現を目指しています。

この証明書は法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。

証明書の交付を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。

戸籍上の氏名(通称名を使用する場合)

宣誓者

宣誓者

様

様

特記事項

備考

- 1 証明書には、適宜意匠を加えることができる。
- 2 特記事項欄には、再交付した場合の年月日及び申請理由を記載する。

様式第3号(第7条関係)

(表)

パートナーシップ宣誓証明カード

小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日 第 号

_____ 様 _____ 様

香川県小豆郡小豆島町長 

(裏)

この証明カードの交付を受けられた方へ

小豆島町は、町民一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合いながら、自分らしく生きられる地域社会の実現を目指しています。

この証明カードは法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。

証明カードの交付を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。

緊急連絡先(自由記載)

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第4条(第8条関係)

パートナーシップ宣誓証明書・証明カード再交付申請書

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓証明書又は証明カードの再交付を受けたいので、小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により申請します。

再交付を申請する理由(いずれかに○をつけてください。)

1. 紛失
2. 毀損
3. 汚損
4. 改姓・改名(変更前の氏名)
5. その他()

年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

住 所

住 所

氏 名

氏 名

通 称 名

通 称 名

生年月日

生年月日

(代筆者)

住 所

氏 名

備 考

- 1 申請は、宣誓者に限るものとし、申請者が自ら記入すること。ただし、申請者が自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 2 再交付申請時に証明書又は証明カードを所持している場合は、当該証明書又は証明カードを返還すること。
- 3 改姓・改名の場合は、変更後の氏名を確認できる書類を添付すること。

パートナーシップ宣誓証明書・証明カード返還届

小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードを返還します。

返還の理由(いずれかに○をつけてください。)

1. 宣誓者の意思によるパートナーシップの解消
2. 宣誓者の死亡
3. 宣誓者が町内に住所を有しなくなった又は婚姻し、もしくは他の者とパートナーシップを有することとなった
4. 宣誓した時点において宣誓の証明を受けるための要件に該当していなかった

年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

住 所

住 所

氏 名

氏 名

通 称 名

通 称 名

生年月日

生年月日

(代筆者)

住 所

氏 名

備 考

- 1 届出は、宣誓者に限るものとし、届出者が自ら記入すること。ただし、届出者が自ら記入できないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 2 いずれか一方のみの届出の場合は、相手に返還届を提出した旨を自ら通知すること。